

政令番号362 ジアフェンチウロン

各都道府県での農薬の使用先別使用量（平成29年度）

(E+nは×10ⁿ、例えばE+3は×1000の意味です。)

都道府県 コード	都道府県名	使用量 (kg/年)							使用量 合計
		田	果樹園	畑	ゴルフ場	森林	その他 非農耕地	家庭 園芸	
1	北海道								
2	青森県								
3	岩手県								
4	宮城県								
5	秋田県								
6	山形県								
7	福島県								
8	茨城県								
9	栃木県								
10	群馬県								
11	埼玉県								
12	千葉県								
13	東京都								
14	神奈川県								
15	新潟県								
16	富山県								
17	石川県								
18	福井県								
19	山梨県								
20	長野県								
21	岐阜県								
22	静岡県			1.1E+4					10,550.0
23	愛知県			1.5E+2					150.0
24	三重県			1.1E+3					1,050.0
25	滋賀県			5.0E+1					50.0
26	京都府								
27	大阪府								
28	兵庫県								
29	奈良県			5.0E+1					50.0
30	和歌山県								
31	鳥取県								
32	島根県								
33	岡山県								
34	広島県			5.0E+1					50.0
35	山口県								
36	徳島県								
37	香川県								
38	愛媛県								
39	高知県								
40	福岡県			5.5E+2					550.0
41	佐賀県								
42	長崎県			1.0E+2					100.0
43	熊本県			5.0E+1					50.0
44	大分県			5.0E+1					50.0
45	宮崎県			5.0E+1					50.0
46	鹿児島県			2.2E+3					2,150.0
47	沖縄県								
	全国			1.5E+4					14,850.0